

危機管理

○ 危機管理の目的

- ・ 児童生徒及び教職員の安全を確保すること
- ・ 学校と児童生徒・保護者・地域社会との信頼関係を保つこと
- ・ 組織的で迅速かつ的確な対応により、学校を安定した状態にすること

○ 学校内外で発生する危機

生徒指導	不登校、いじめ、校内暴力、学級崩壊など
学習指導	授業の不成立、未履修など教育課程の進行管理など
学校管理下の事故	授業中における事故、学校行事における事故、登下校中の事故など
教職員自身	指導力不足、文書類の盗難・紛失、信用失墜行為、セクハラ・パワハラなど
地域や家庭	児童虐待など
非常災害	自然災害による事故、人的災害による事故など

○ 危機管理のプロセス

- (1) 危機の予知・予測
- (2) 危機管理体制の確立に向けた取組
- (3) 危機発生時の対応
- (4) 事後の危機管理（心のケア）
- (5) 対応の事後評価と再発防止に向けた取組
- (6) 信頼回復に向けた取組

○ 危機管理のプロセス

(3) 危機発生時の対応

- ア 児童生徒、教職員の安全確保
- イ 連絡体制の整備
- ウ 外部との窓口の一本化
- エ 記録
- オ 教育活動の再開

○ 危機管理のプロセス

(3) 危機発生時の対応

ア 児童生徒、教職員の安全確保

- 児童生徒及び教職員の生命や身体を守る。
- 正確な状況の把握に努め、必要な応急処置や適切な対応をとる。
- 当事者や児童生徒へのケアを十分に行う。
- 誹謗・中傷から当事者や児童生徒を守る。

○ 危機管理のプロセス

(3) 危機発生時の対応

イ 連絡体制の整備

- 関係機関や保護者など、関係者への連絡を迅速に行うための体制を整備し、教職員に周知する。

ウ 外部との窓口の一本化

- 管理職が行うなど、混乱が生じないようにする。

エ 記録

- 事故発生の経過・処置・対応等を時系列で詳細に記録する。

○ 危機管理のプロセス

(3) 危機発生時の対応

オ 教育活動の再開

※再開に当たって留意すること

- 児童生徒、教職員等の安全が確保されていること。
- 事故による児童生徒や教職員等の動揺がなくなり、落ち着いていること。
- 平常時の状態に回復し、事後処理等による教育活動への支障がないこと。
- 原因が究明され、再発したり二次被害（二次災害）が起きたりしないこと。 など

○ 生徒指導

生徒指導提要の改訂に当たっての基本的な方向性

● 「積極的な生徒指導」の充実

✓ 児童生徒の問題行動等の発生を未然に防止するため、目前の問題に対応するといった課題解決的な指導だけでなく、「成長を促す指導」等の「積極的な生徒指導」を充実。

● 個別の重要課題を取り巻く関連法規等の変化の反映

✓ 個別課題（いじめ、不登校、児童虐待、自殺、多様な背景を持つ児童生徒への対応等）について、平成22年の生徒指導提要作成時からの社会環境の変化（法制度、児童生徒を取り巻く環境等）やそれらに応じた必要な対応等について反映。

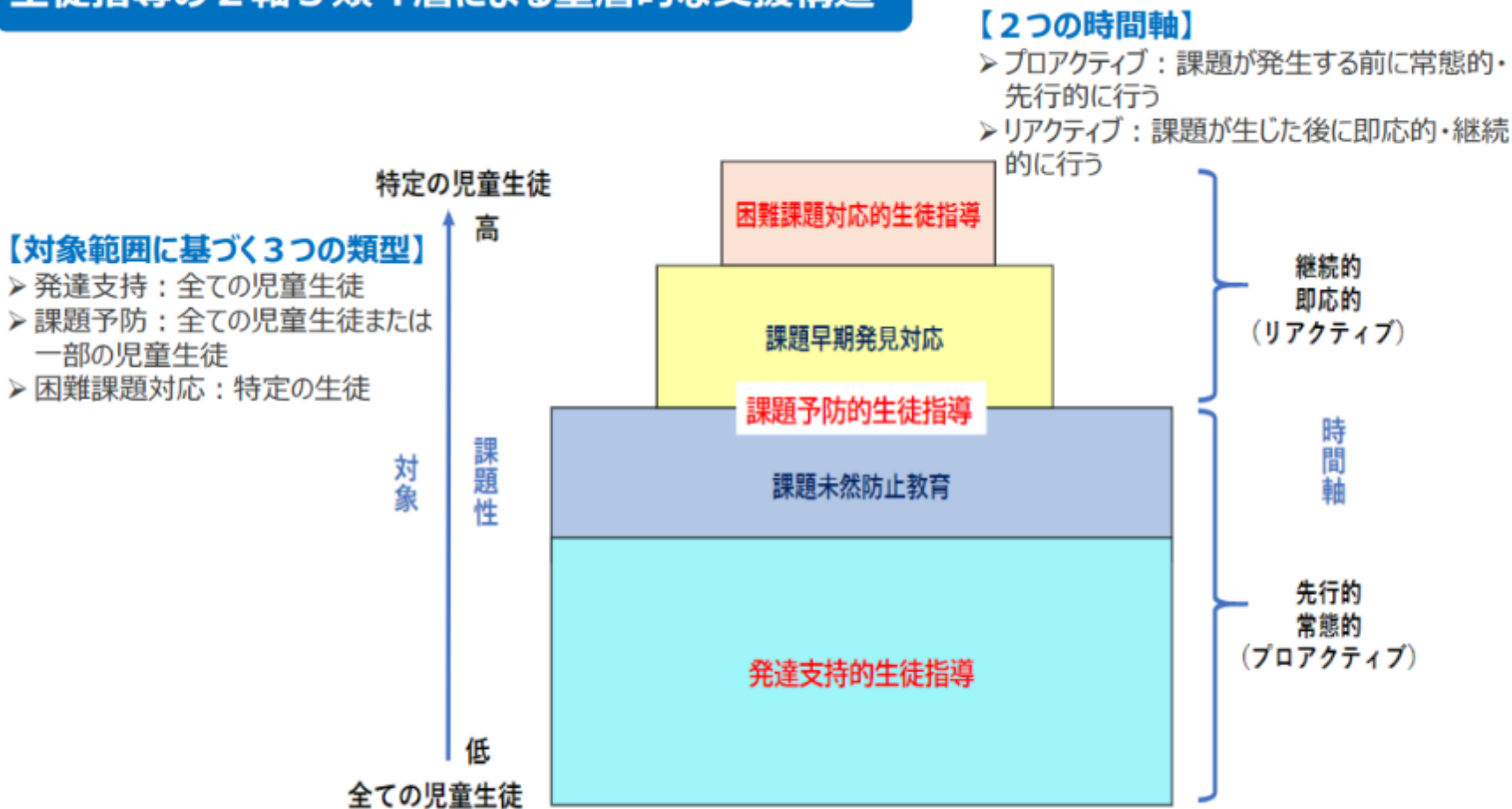
● 新学習指導要領やチーム学校等の考え方の反映

✓ 生徒指導全般に係る事項として、全体を通して、児童生徒の発達の支援、チーム学校、学校における働き方改革、多様な背景（障害や健康、家庭的背景等）を持つ児童生徒への生徒指導等について反映。

※教職員や関係機関の職員等が参照しやすくなるように留意。

○ 生徒指導

生徒指導の2軸3類4層による重層的な支援構造

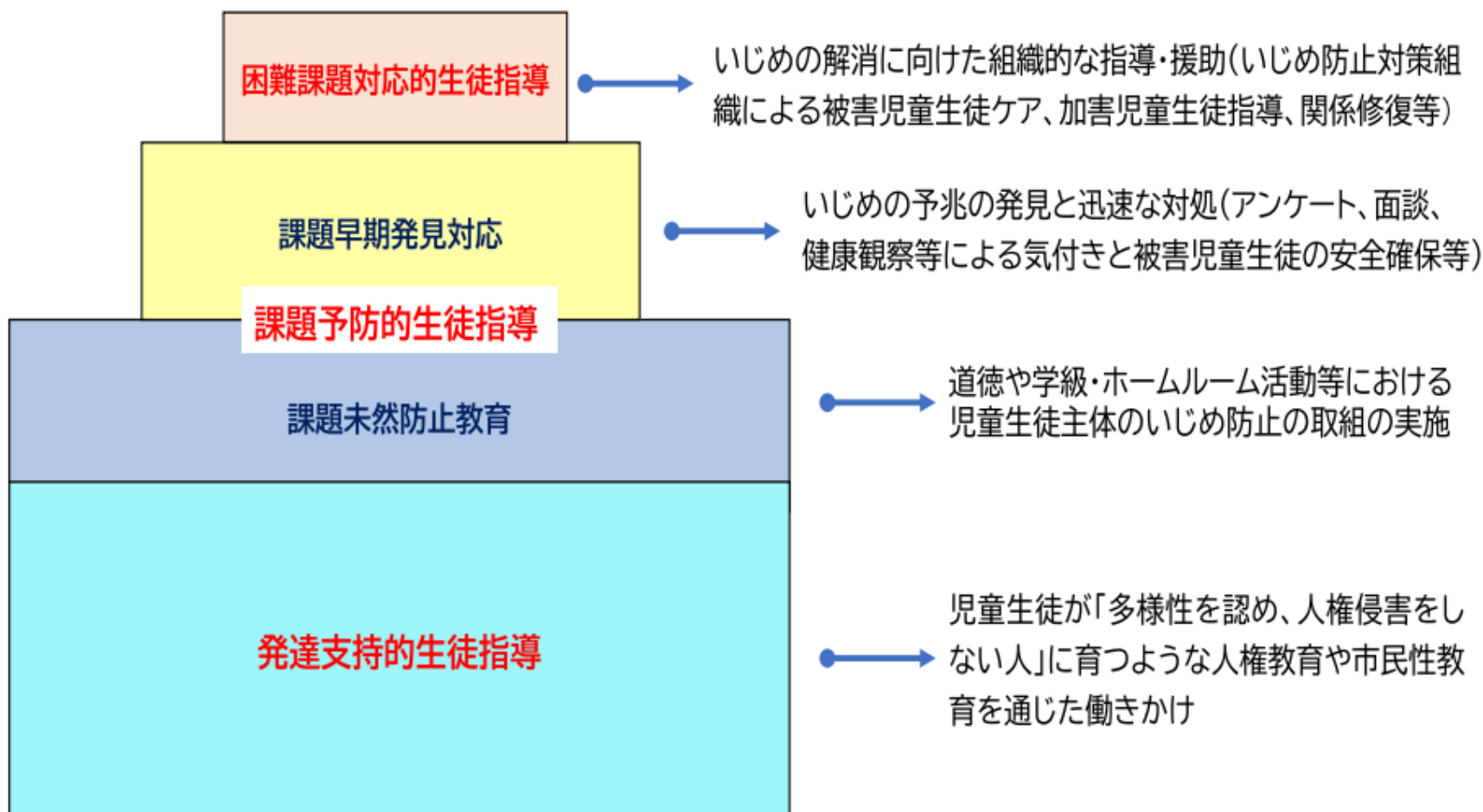


【対象及び課題性に基づく4つの層】

- 発達支持：特定の課題を想定しない全ての児童生徒
- 未然防止：特定の課題を想定する全ての児童生徒
- 早期発見対応：特定の課題を想定する一部の児童生徒
- 困難課題対応：困難課題を抱える特定の生徒

○ 生徒指導

いじめ対応の重層的支援構造

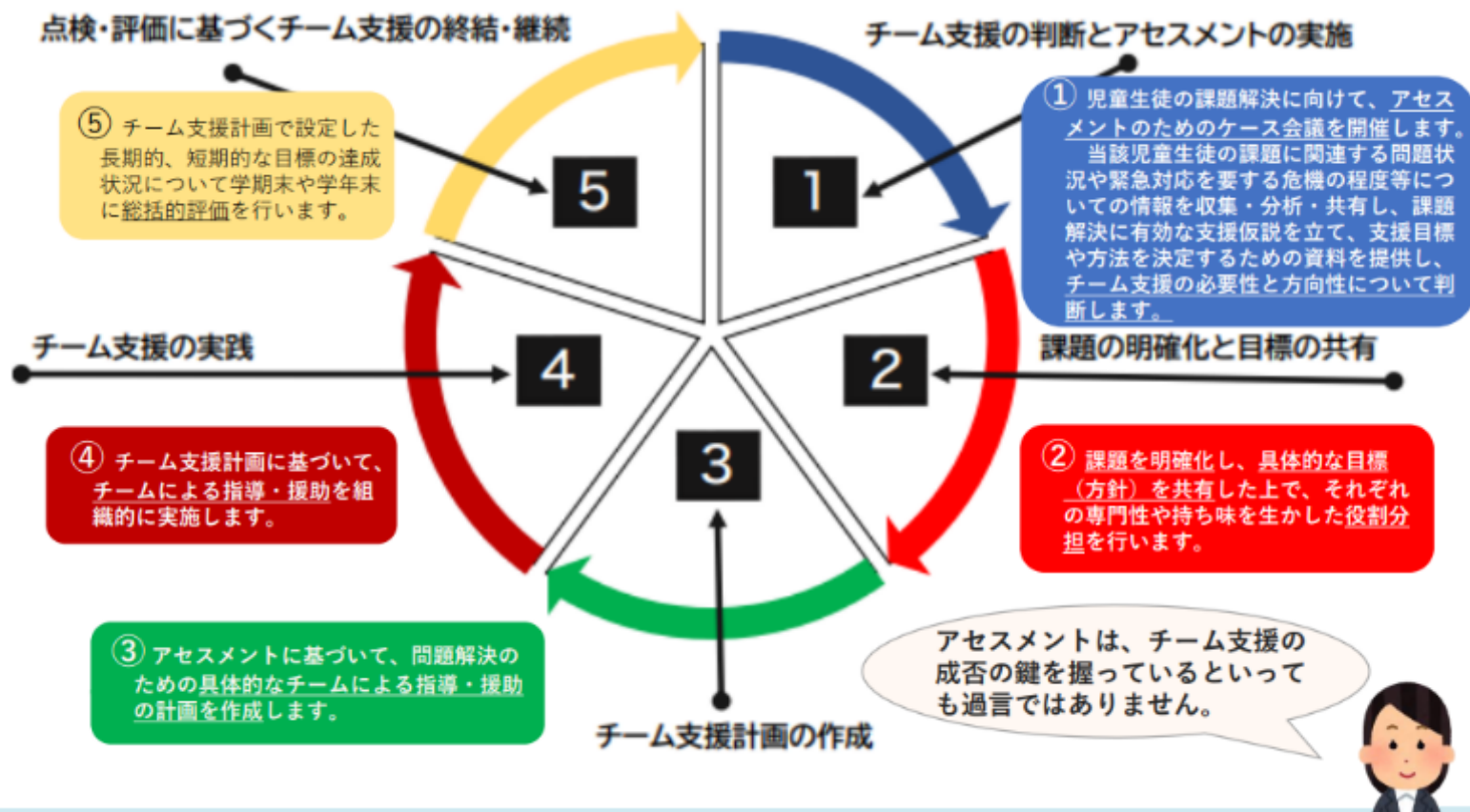


○ 生徒指導

チーム支援のプロセス

(困難課題対応的の生徒指導及び課題早期発見対応の場合)

児童生徒一人一人への最適な指導・援助が行えるように、生徒指導、教育相談、キャリア教育、特別支援教育など、それぞれの分野の垣根を越えた包括的な支援体制をつくることが求められます。



○ 児童生徒理解

生徒指導提要 P23～27

児童生徒理解においては、児童生徒を心理面のみならず、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面から総合的に理解していくことが重要である。

<指導者に求められること>

- ・ 日頃のきめ細かい観察力
- ・ 複眼的な広い視野からの児童生徒理解
- ・ 専門的な立場からの児童生徒理解
- ・ 調査データに基づく客観的な理解
- ・ 教育相談での共感的理解

○ アンガーマネジメント

- ・ アンガーマネジメントとは

1970年代にアメリカで生まれた考え方です。
怒りの感情と上手につき合うための心理トレーニング
であり、教育現場、中央省庁・地方公共団体、アスリー
トのメンタルトレーニング等で活用されています。

「はじめての『アンガーマネジメント』実践ブック」より

○ アンガーマネジメント

怒りという感情で後悔しないために

アンガー

(怒り)

を

マネジメント

(コントロールする
上手につき合う)

すること



怒る必要のあることは上手に怒り、
怒る必要のないことは怒らないようになること



怒らないこと

「はじめての『アンガーマネジメント』実践ブック」より

○ アンガーマネジメント

- ・ アンガーマネジメントの2つの効果等

(1) 後悔しなくなる

- ・ 怒る必要のあることは上手に怒れるようになる
- ・ 怒る必要のないことは怒らなくてすむようになる

(2) 上手に伝えられるようになる

- ・ 人を傷つけず、自分も傷つけず、
モノに当たることもなく、
「自分は怒っている」ということを
上手に表現できるようになる

○ アンガーマネジメント

・ アンガーマネジメントの3つのコントロール

(1) 衝動のコントロール（「6秒」待つ）

- ・ 怒りの感情のピークは6秒程度といわれている
- ・ その6秒をやり過ごすことができれば、反射的に怒ることを避けられる

(2) 思考のコントロール（「三重丸」を頭に描く）

- ・ 反射的な怒りを避けられたら、その怒りが「許せる」、「まあ許せる」、「許せない」のどれに当てはまるのかを考え、許せる範囲を広げて怒りを減らす

(3) 行動のコントロール（「分かれ道」を探す）

- ・ 怒りを分類し、状況に応じて怒りを軽減する

○ 自殺予防教育の推進

自殺予防教育の必要性

自殺の危険とその対応について、望ましい態度や正しい知識、必要な能力を児童生徒に身に付けさせる必要がある。

□ 国は「援助希求的態度の育成」「早期の問題認識」を内容とし、道教委は、「ストレス対処能力の育成」を加えて施策を推進

自殺予防教育の内容

援助希求的態度の育成

児童生徒が悩んだり困ったりした場合、誰かに相談し助けを求めようとする態度を身に付ける。

早期の問題認識（心の健康）

児童生徒が自殺に関する多くの情報を手に入れている状況から、正しい知識を早期に身に付ける。

ストレス対処能力の育成

児童生徒が困難な事態に遭遇し、ストレスを抱える状況において、そのストレスに対処する力を身に付ける。

日常的に取り組むこと

- ◆ 困った時にSOSを表現できる場をつくる。
- ◆ 一人残らず安心して学べる関係と環境をつくる。
- ◆ 客観的な児童生徒理解の状況を共有する。
- ◆ まじめな生徒、頑張りすぎる生徒、問題行動のない児童生徒に「時には力を抜いてもいいよ」と助言する。

SOSの出し方に関する教育

児童生徒が「困ったら相談していい」「相談されたら聞いてあげる」ことを理解し、行動できる態度を身に付けることを目指す。

○ 児童生徒の心のケア

1 心のケアの必要性

背景

- 災害、事件・事故等の発生
- 日常の生活における生活習慣の乱れ
- いじめ、不登校、児童虐待などの心の健康問題の顕在化

子どもへの影響

- 不安や不眠などのストレス症状
- 長期化によりその後の成長や発達に大きな障害の可能性

対応

- 心のケアを危機管理の一環として位置付ける
- 早期発見に努め、適切な対応と支援を行う

2 心のケアの在り方

子供のサインを見逃さない

教職員による健康観察

- 日常
- 危機発生時

<健康観察の着眼点>

- 生育環境
 - ・既往症 など
- 心身面の変化
 - ・病気にかかる頻度
 - ・下校後の過ごし方 など
- 環境面
 - ・家族構成の変化 など

サインに気付いたら対応

- ①心のケアの基本
 - ・学校における日常のケア
 - ・健康相談
 - ・健康相談における保護者との連携
- ②学校における心のケアの体制整備
- ③地域の専門機関との連携

3 心のケアの進め方

ストレス解消法の基本

ストレスとなることと反対のことをする
例) 勉強に疲れた→運動・趣味・あそび
人づきあいに疲れた→自然の中に行く

リラクゼーション

身体的緊張を解き、不快な体験が更に心理的な問題を引き起こすという悪循環を断ち切るための取組

健康相談のポイント

- 子どもが自ら話すのを待つ
- 否定することや、遮らず聞くことに徹する
- 否定的な感情を肯定的に評価する
- 大人の理屈や考え方を押しつけない など

○ 家庭・地域との連携

○学校と家庭

- 学校教育を円滑に進めるために、学校は家庭とのパートナーシップを築くことが不可欠です。
- 保護者との関係づくりを進めるための代表的な手段としては、学級・学年・学校だより等の通信、保護者会、PTA、三者面談、学校行事などが挙げられます。

○学校と地域

- 学校と地域との連携・協働については、学校教育の一層の充実に向けて取組が進められてきました。
- 現在では、その一つの動向として、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な取組による「学校を核とした地域づくり」が目指されています。
- 地域学校協働活動は、学校の学びを、地域での体験活動や実践活動を通して、現実社会と接続させ、社会に開かれた教育課程を実現していく上で、重要な連携・協働の在り方と言えるでしょう。

（「生徒指導提要」令和4年3月 文部科学省）